

ご加入すれば経営事項審査で15ポイント加点!

全管連・法定外労働災害補償制度

～ぜひご検討ください!～

ポイント
1

団体割引適用による割安な掛金!

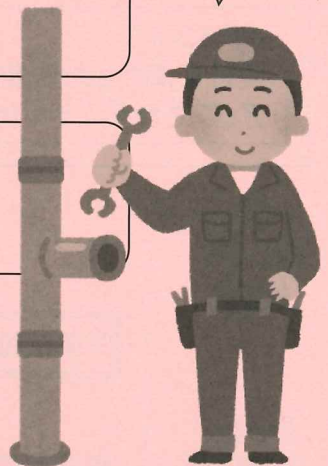
掛金は便利な口座振替
(振込手続き不要)

ポイント
2

経営事項審査対応の加入者証作成
(15ポイント加点されます)

ポイント
3

全従業員および現場に携わる
全下請負人をカバー



掛金例

事業種類番号35・38 (管工事業) で加入された場合

※直近1年間の完工高 (元請・下請合計) 2億円、加入口1口、下請負人の特別加入者含む場合

【1年間加入の場合】

$$\text{年間掛金} = \frac{2\text{億円}}{100\text{万円}} \times 83\text{円} \times 1\text{口} \times 1.05 \times \frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} = 17,430\text{円}$$

<中途加入の場合 (1月1日補償開始・加入月7ヵ月)>

【7ヵ月間加入の場合】

$$\text{中途加入掛金} = \frac{2\text{億円}}{100\text{万円}} \times 83\text{円} \times 1\text{口} \times 1.05 \times \frac{7\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} = 10,170\text{円}$$

(10円未満四捨五入)

【お問い合わせ先】

全国管工事業協同組合連合会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3丁目30番10号 全管連会館

電話03-5981-8957 FAX03-5981-8958

経審ワンポイントアドバイス

法定外労災加入は、「直近の決算月の属する月の初日に加入している」場合のみ、経審の加点対象となります。

(例: 3月決算→3月1日において加入していることが条件)

法定外労災加入による評点アップの効果

経審の評価項目の中の「その他(社会性等)」は、経審に真剣に取り組んでいる会社の多くが満点を目指している項目です。ここで、点数を下げたら同業他社に総合評点で追いつくのが大変難しくなります。

法定外労災保険への加入は、企業にとって必須と言えます。

(ポイント)

要件を満たした法定外労災保険への加入により、経営事項審査「労災福祉の状況」を15点アップさせることができます。

(例示)
(対策前)

その他 社会性等 <small>(監査の受審状況、研究開発の状況、ISOの取得の状況、建設機械の保有状況を除いた合計で135点満点)</small>	労働福祉の状況(45点満点)	法定外労災保険 (未加入) 退職一時金制度 (導入済) もしくは企業年金制度 (加入済)	30点
	建設業の営業年数(60点満点)	建設業退職金共済組合 (加入済)	60点
	防災協定締結の有無(20点満点)		20点
	建設業経理公認会計士等(10点満点)		10点

(対策)

法定外労災保険に加入した

15加点

120点

135点

(小数点以下4捨5位入)

ご加入するともちろん経審加点対象となります